

一 収入ノ増加ヲ来々サ又範圍ニ於テ時間給ヲ一割以上三割
内外増加スルコト

右ハ六月二十六日ヨリ実施ノコト

一 解雇手当規定ハ世間並ニ制定ニ成ル可ク近キ将来ニ決
算表スルコト

一 共済會評議員ノ半数ヲ職工中ヨリ選出スル様成ル可ク

早ク改正スルコト

一 解雇者復職ノ件ハ會社ノ意見通りニシテ已ムコト

モノト記ス

覺 書 (三)

来ル六月二十六日ヨリ時給ヲ三割内外増加ノコト

但シニ割五分ヲ下ラサルコト

交渉ノ結果ハ斯ノ如ク稍職工側ニ有利ナリシカ故ニ、

午後実行委員ノナセル報告對シテハ固ヨリ異議ヲ唱

フルモノナク明十四日工場ニ出頭作業準備ヲ整ヘタル上

十六日ヨリ全職工、平常通り出勤ヲナスコト、ナリ相当永